お客様各位

株式会社 U-POWER

２０２４年３月３１日までに電気の利用を開始されるお客様は、
「Ｕ－ＰＯＷＥＲ 重要事項説明書【ＧＲＥＥＮホームプラン】」
（２ページ目から３ページ目まで）をお読みください。

２０２４年４月１日以降に電気の利用を開始されるお客様は、
2024 年 4 月 1 日以降に電気の利用を始められるお客さま向け
「Ｕ－ＰＯＷＥＲ 重要事項説明書【ＧＲＥＥＮホームプラン】」
（４ページ目から５ページ目まで）をお読みください。

U－POWER 重要事項説明書【GREENホームプラン】

本書面は、電気事業法第 2 条の 13 の規定に従い、株式会社 U－POWER（以下「当社」といいます。）とお客様との間で電気需給契約を締結するにあたり重要な事項その他契約にあたって特にご確認いただきたい事項を説明する書面となります。なお、本書面は電気需給契約の内容の全てを記載しているものではありませんので、電気需給契約の詳細については「U-POWER 電気需給約款」（以下「本約款」といいます。）および「U-POWER 電気料金種別定義書【GREEN ホームプラン】」（以下「本定義書」といいます。）の内容をかならずご確認ください。

1　電気の供給について

(1) 電気需給契約により提供するサービス（以下「本サービス」といいます）の名称および本サービス提供者は、次の通りとします。
- サービス名称：U－POWER GREENホームプラン 10／50／100
- 小売電気事業者の名称：株式会社U－POWER
- 小売電気事業者の登録番号：A0213
- 小売電気事業者の所在地：東京都品川区上大崎三丁目１番１号

(2) お客様は、当社所定の方法によるインターネットまたはお申込書により本サービスを申し込むものとします。

(3) 当社は、お客さまによる本サービスの申し込みを承諾し、利用に必要な手続きを経たのち「契約内容通知書」に記載の供給開始日に電気供給を開始いたします。なお、当該通知書に記載の供給開始日は、一般送配電事業者が定める検針日または計量日を基準に当社が定める年月日とします。なお、当社が供給する電圧は、「低圧 100V/200V」です、周波数は、各送配電地域において定められる標準周波数 50 ヘルツ、もしくは 60 ヘルツとします。

(4) 契約電流、契約容量、契約電力は、当社との電気需給契約締結前にお客さまが小売電気事業者と決定した契約電力に準じるものとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、当該小売電気事業者が契約電力を定めていない場合、または新規に電気をご使用開始される場合には、お客さまと当社との協議によって定めます。

(5) 電気需給契約の契約期間は、電気需給契約が成立した日から、最低利用期間（料金適用開始の日から起算して１年間をいいます。）を経過する日までといたします。ただし、契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、電気需給契約は、同一条件で更新されるものとします。

(6) お客さまは、最低利用期間が経過するまでに電気需給契約を廃止した場合または当社により解約された場合には、解約違約金として金 3,000 円（非課税）を支払うものとします。

2　料金について

(1) 電気料金は一般送配電事業者にて計量した使用電力量に基づき、本定義書に定める料金表に基づき算出します。なお、割引がある場合は、電気料金から割引します。

(2) 料金の算定期間は、一般送配電事業者の託送供給等約款に定める検針期間または計量期間とします。

(3) 料金の算定期間に電気需給契約の開始や電気需給契約が消滅した場合には、日割計算をします。

(4) 使用電力量の計量は一般送配電事業者の設置する記録型計量器によっておこないます。なお、記録型計量器の故障等により使用電力量を正しく計量できなかった場合にはお客さまと当社との協議によって定めます。

(5) （１）～（４）に関わらず、異なる条件が別途個別の申込書等に記載されている場合には、個別の申込書等が優先するものとします。

3　請求について

(1) お客さまの支払義務が発生する日は検針日または計量日となります。

(2) 本サービスの料金は、口座振替、請求書またはクレジットカードで支払うものとします。

(3) 本サービスの料金の支払期日は、以下の通りとします。
① 口座振替の場合は、別途当社がお客さまに通知する日
② 請求書の場合は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目
③ クレジットカードの場合は、別途クレジットカード会社がお客さまに通知する日

(4) 本サービスの料金のご請求は、電子メールの送信またはインターネットを通じて提供するお客さま専用ページにて確認することができるものとします。

(5) 口座振替またはクレジットカード払いの手続きを完了されない場合、当社は振込票発行手数料として１請求当たり 220 円（税込）を頂戴する場合があります。本手数料は本サービスの料金と合算して請求いたします。

(6) 本サービスの料金の支払期日を過ぎて、料金の支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間の日数に応じて延滞利息（10%/年）が発生します。

(7) お客さまが電気を不正に使用し、料金の支払いを免れた場合、支払いを免れた金額の 3 倍を違約金として、当社に支払うものとします。

(8) 本サービスの提供にあたっては、電気の使用の開始（本サービスの申し込みに伴う計量器取替工事を除きます。）、お客さまの都合による設備変更等により、工事費用が発生する場合があります。その場合、お客様は、当社もしくは一般送配電事業者より請求される費用を支払うものとします。

(9) 平均市場価格が基準市場価格を超過した場合、その支払負担軽減を目的に、当社は、市場調整額について最大 36 か月間の分割請求を行うことができるものとします。

(10) 当社は、電気需給契約に係る料金債権の一部を、当社が委託する債権回収会社へ譲渡いたします。

4　工事について

(1) 当社は、お客さまの需給場所の電気メーターが計量器の場合は記録型計量器に取り替えるものとし、当該取替の工事の際は、お客さまの土地または建物へ立ち入りおよび工事を実施いたします。なお、当該取替工事は一般送配電事業者が行うものとします。

(2) 取替工事の際には、お客さまの工事立ち会いは必要ないものとします。また、原則として、停電をせずに交換を行います。ただし、電気メーターの設置状況等によりやむを得ず停電工事となる場合は、事前にその旨をお知らせいたします。

(3) 一般送配電事業者または一般送配電事業者が委託した事業者は、法令で定められている調査や検針時等に、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合、お客さまは、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾するものとします。

(4) 一般送配電事業者の電気工作物（電気の引込線や記録型計量器等）またはお客さまの電気工作物に異常、もしくは故障がある場合は、速やかにお客さまより一般送配電事業者に連絡するものとします。

5　電気の供給停止について

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合、当社は、電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼し、電気の供給を停止することがあります。
① お客さまの責に帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
② お客さまの需要場所内の記録型計量器等もしくは電気工作物を故意に損傷し、または紛失して、当社および一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

(2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社もしくは一般送配電事業者がその旨を警告しても改めない場合には、一般送配電事業者は電気の供給を停止することがあります。
① お客さまの責に帰すべき事由により保安上の危険がある場合
② 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合

6　当社からの解約について

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合、電気需給契約を解約させていただく場合があります。
① 本約款第 27 条によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消しない場合
② お客さまが、本約款第 37 条第１項による通知を行わず、需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合
③ 支払期日を経過してもお客さまが料金を支払わない場合
④ 支払期日を経過してもお客さまが他の電気需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払わない場合
⑤ 本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（解約違約金、損害金工事費負担金その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合
⑥ お客さまが以下のいずれかに該当した場合
イ 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受けた場合
ロ 破産、民事再生、特別清算、会社更生等の手続き開始の申立てがあった場合
ハ 支払停止の状態に陥った場合
ニ 手形不渡り処分または手形取引停止処分を受けた場合
ホ その他信用状態が悪化し、もしくはそのおそれがあると認められる理由があるとき
ヘ お客さまが当社に対し通知した内容が事実とは異なることが判明したとき
ト 本約款および託送供給等約款、関連法令・条例・規則等に反した場合
⑦ お客さまがその他本約款に違反した場合

(2) 電気需給契約の契約期間中に発生した料金の債権債務は、電気需給契約が消滅した場合でも消滅しません。

7　お客さまからのご契約の変更または廃止について

(1) お客さまが電気需給契約を変更する場合は、当社所定の方法により申し込みをするものとします。

(2) お客さまの引越し（転出）等に伴い、電気供給契約を廃止する場合、あらかじめその廃止を希望する日（以下「廃止希望日」といいます。）を定めて、当社所定の方法で申し出るものとします。

(3) 当社は、一般送配電事業者の託送供給等約款等の定めに基づき、電気需給契約の変更に応じない場合があります。

8　その他注意事項

(1) お客さまは、故意または過失によって、電気のご使用場所内の一般送配電事業者の電気工作物や電気機器などの設備を損傷、または紛失した場合は、その設備について修理費等を賠償するものとします。

(2) 当社の責めによらない理由によりお客さまが受けた損害については、当社は賠償の責めを負いません。

(3) お客さまが契約電流、契約容量、契約電力を新たに設定または増加された後、1 年を満たないで電気需給契約を消滅もしくは、契約電流、契約容量、契約電力を減少しようとされる場合に、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から料金および工事費の精算を求められる場合は、お客様はその精算金を支払うものとします。

(4) 当社は、電気需給契約が、電気の使用状態に比べて不適当と認められると判断した場合、お客様は当該契約を適正なものに変更するものとします。この場合、変更の諸費用はお客さまのご負担となります。なお、契約電流 10 アンペアを契約電力 1 キロワット、契約容量 1 キロボルトアンペアを契約電力 1 キロワットとして、確認いたします。
(5) 当社は、本約款、各種説明書、各種案内（電気事業法上交付が義務付けられている書面を含みます。）等（これらの変更も含みます。）は、書面の交付（郵送）に代え、メール等の電子的媒体により、お客さまにお知らせするものとします。また、本約款、各種説明書、各種案内等の変更を行う場合、変更とならない事項についてはお知らせを省略する場合があります。
(6) 当社は、料金、サービスの内容を変更する場合は、あらかじめお客さまへお知らせします。
(7) 本定義書に定める料金は、2023 年 11 月 1 日現在の税率（10%）に基づく税込金額です。税率の引き上げに応じて料金は変更されます。

お問合せ先

http://u-power.jp/

0120 – 844 – 816

10:00-18：00

（土日祝・年末年始を除く）

本サービスの料金の計算方法

① 基本料金または最低料金
＋
② 電力量料金
電力量料金単価× ご使用量
＋
③ 非化石証書費※ 1
＋
④ 市場調整額※ 2
（平均市場価格－基準市場価格）×市場係数×ご使用量
＋
⑤ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 ※ 3
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 × ご使用量

※ 1 GREEN10、GREEN50、GREEN100 のプラン別に本定義書に定めたプラン別非化石証書費になります。

※ 2 各契約種別における料金につき、平均市場価格（一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月 1 日からその月の末日までの期間で 0 時から 24 時の時間帯における各地域のエリアプライス平均値をいいます。）に応じて、本定義書に従い算定した市場調整額を還元または追加請求します。

※ 3 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギーの普及を目的に、法律に基づき、電気をご利用になる全てのお客さまが電力使用量に応じ負担するものとされている料金です。

クーリング・オフに関するお知らせ

(1) 電話勧誘販売で契約された場合、当社からお客さまにお送りする法定の契約書面を、お客さまが受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間は、書面により申込みの撤回または契約の解除（以下「クーリング・オフ」といいます。）を行うことができ、その効力はお客さまが書面を発信した時（郵便消印日付など）に生じます。
(2) クーリング・オフをした場合、
① お客さまは損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。
② すでに引き渡された商品の引き取り費用は当社が負担いたします。
③ お客さまがすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合には、速やかにその全額の返還を受けることができます。
④ お客さまには電気を使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。
(3) クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて 8 日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。
(4) クーリング・オフを行う場合は、下記連絡先まで必要事項をご記載のうえ、書面にてご郵送ください。

〒150-0011
東京都渋谷区東１丁目３２－１２ 渋谷プロパティータワー12 階
株式会社 U-POWER 宛

U－POWER 重要事項説明書【GREENホームプラン】

本書面は、電気事業法第 2 条の 13 の規定に従い、株式会社 U－POWER（以下「当社」といいます。）とお客様との間で電気需給契約を締結するにあたり重要な事項その他契約にあたって特にご確認いただきたい事項を説明する書面となります。なお、本書面は電気需給契約の内容の全てを記載しているものではありませんので、電気需給契約の詳細については「U-POWER 電気需給約款」（以下「本約款」といいます。）および「U-POWER 電気料金種別定義書【GREEN ホームプラン】」（以下「本定義書」といいます。）の内容をかならずご確認ください。

9　電気の供給について

(1) 電気需給契約により提供するサービス（以下「本サービス」といいます）の名称および本サービス提供者は、次の通りとします。
- サービス名称：U－POWER GREENホームプラン 10／50／100
- 小売電気事業者の名称：株式会社U－POWER
- 小売電気事業者の登録番号：A0213
- 小売電気事業者の所在地：東京都品川区上大崎三丁目１番１号

(2) お客様は、当社所定の方法によるインターネットまたはお申込書により本サービスを申し込むものとします。

(3) 当社は、お客さまによる本サービスの申し込みを承諾し、利用に必要な手続きを経たのち「契約内容通知書」に記載の供給開始日に電気供給を開始いたします。なお、当該通知書に記載の供給開始日は、一般送配電事業者が定める検針日または計量日を基準に当社が定める年月日とします。なお、当社が供給する電圧は、「低圧 100V/200V」です、周波数は、各送配電地域において定められる標準周波数 50 ヘルツ、もしくは 60 ヘルツとします。

(4) 契約電流、契約容量、契約電力は、当社との電気需給契約締結前にお客さまが小売電気事業者と決定した契約電力に準じるものとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、当該小売電気事業者が契約電力を定めていない場合、または新規に電気をご使用開始される場合には、お客さまと当社との協議によって定めます。

(5) 電気需給契約の契約期間は、電気需給契約が成立した日から、最低利用期間（料金適用開始の日から起算して 1 年間をいいます。）を経過する日までといたします。ただし、契約期間満了に先だってお客さまま または当社から別段の意思表示がない場合は、電気需給契約は、同一条件で更新されるものとします。

(6) お客さまは、最低利用期間が経過するまでに電気需給契約を廃止した場合または当社により解約された場合には、解約違約金として金 3,000 円（非課税）を支払うものとします。

10 料金について

(1) 電気料金は一般送配電事業者にて計量した使用電力量に基づき、本定義書に定める料金表に基づき算出します。なお、割引がある場合は、電気料金から割引します。

(2) 料金の算定期間は、一般送配電事業者の託送供給等約款に定める検針期間または計量期間とします。

(3) 料金の算定期間に電気需給契約の開始や電気需給契約が消滅した場合には、日割計算をします。

(4) 使用電力量の計量は一般送配電事業者の設置する記録型計量器によっておこないます。なお、記録型計量器の故障等により使用電力量を正しく計量できなかった場合にはお客さまと当社との協議によって定めます。

(5) （１）～（４）に関わらず、異なる条件が別途個別の申込書等に記載されている場合には、個別の申込書等が優先するものとします。

11 請求について

(1) お客さまの支払義務が発生する日は検針日または計量日となります。

(2) 本サービスの料金は、口座振替、請求書またはクレジットカードで支払うものとします。

(3) 本サービスの料金の支払期日は、以下の通りとします。
- ④ 口座振替の場合は、別途当社がお客さまに通知する日
- ⑤ 請求書の場合は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目
- ⑥ クレジットカードの場合は、別途クレジットカード会社がお客さまに通知する日

(4) 本サービスの料金のご請求は、電子メールの送信またはインターネットを通じて提供するお客さま専用ページにて確認することができるものとします。

(5) 口座振替またはクレジットカード払いの手続きを完了されない場合、当社は振込票発行手数料として 1 請求当たり 220 円（税込）を頂戴する場合があります。本手数料は本サービスの料金と合算して請求いたします。

(6) 本サービスの料金の支払期日を過ぎて、料金の支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間の日数に応じて延滞利息（10%/年）が発生します。

(7) お客さまが電気を不正に使用し、料金の支払いを免れた場合、支払いを免れた金額の 3 倍を違約金として、当社に支払うものとします。

(8) 本サービスの提供にあたっては、電気の使用の開始（本サービスの申し込みに伴う計量器取替工事を除きます。）、お客さまの都合による設備変更等により、工事費用が発生する場合があります。その場合、お客様は、当社もしくは一般送配電事業者より請求される費用を支払うものとします。

(9) 平均市場価格が基準市場価格を超過した場合、その支払負担軽減を目的に、当社は、市場調整額について最大 36 か月間の分割請求を行うことができるものとします。

(10) 当社は、電気需給契約に係る料金債権の一部を、当社が委託する債権回収会社へ譲渡いたします。

12 工事について

(1) 当社は、お客さまの需給場所の電気メーターが計量器の場合は記録型計量器に取り替えるものとし、当該取替の工事の際は、お客さまの土地または建物へ立ち入りおよび工事を実施いたします。なお、当該取替工事は一般送配電事業者が行うものとします。

(2) 取替工事の際には、お客さまの工事立ち会いは必要ないものとします。また、原則として、停電をせずに交換を行います。ただし、電気メーターの設置状況等によりやむを得ず停電工事となる場合は、事前にその旨をお知らせいたします。

(3) 一般送配電事業者または一般送配電事業者が委託した事業者は、法令で定められている調査や検針時等に、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合、お客さまは、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾するものとします。

(4) 一般送配電事業者の電気工作物（電気の引込線や記録型計量器等）またはお客さまの電気工作物に異常、もしくは故障がある場合は、速やかにお客さまより一般送配電事業者に連絡するものとします。

13 電気の供給停止について

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合、当社は、電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼し、電気の供給を停止することがあります。
- ③ お客さまの責に帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
- ④ お客さまの需要場所内の記録型計量器等もしくは電気工作物を故意に損傷し、または紛失して、当社および一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

(2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社もしくは一般送配電事業者がその旨を警告しても改めない場合には、一般送配電事業者は電気の供給を停止することがあります。
- ③ お客さまの責に帰すべき事由により保安上の危険がある場合
- ④ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合

14 当社からの解約について

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合、電気需給契約を解約させていただく場合があります。
- ⑧ 本約款第 27 条によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消しない場合
- ⑨ お客さまが、本約款第 37 条第 1 項による通知を行わず、需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合
- ⑩ 支払期日を経過してもお客さまが料金を支払わない場合
- ⑪ 支払期日を経過してもお客さまが他の電気需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払わない場合
- ⑫ 本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（解約違約金、損害金工事費負担金その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合
- ⑬ お客さまが以下のいずれかに該当した場合
  - イ 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受けた場合
  - ロ 破産、民事再生、特別清算、会社更生等の手続き開始の申立てがあった場合
  - ハ 支払停止の状態に陥った場合
  - ニ 手形不渡り処分または手形取引停止処分を受けた場合
  - ホ その他信用状態が悪化し、もしくはそのおそれがあると認められる理由があるとき
  - ヘ お客さまが当社に対し通知した内容が事実とは異なることが判明したとき
  - ト 本約款および託送供給等約款、関連法令・条例・規則等に反した場合
- ⑭ お客さまがその他本約款に違反した場合

(2) 電気需給契約の契約期間中に発生した料金の債権債務は、電気需給契約が消滅した場合でも消滅しません。

15 お客さまからのご契約の変更または廃止について

(1) お客さまが電気需給契約を変更する場合は、当社所定の方法により申し込みをするものとします。

(2) お客さまの引越し（転出）等に伴い、電気供給契約を廃止する場合、あらかじめその廃止を希望する日（以下「廃止希望日」といいます。）を定めて、当社所定の方法で申し出るものとします。

(3) 当社は、一般送配電事業者の託送供給等約款等の定めに基づき、電気需給契約の変更に応じない場合があります。

16 その他注意事項

(1) お客さまは、故意または過失によって、電気のご使用場所内の一般送配電事業者の電気工作物や電気機器などの設備を損傷、または紛失した場合は、その設備について修理費等を賠償するものとします。

(2) 当社の責めによらない理由によりお客さまが受けた損害については、当社は賠償の責めを負いません。

(3) お客さまが契約電流、契約容量、契約電力を新たに設定または増加された後、1 年を満たないで電気需給契約を消滅もしくは、契約電流、契約容量、契約電力を減少しようとされる場合に、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から料金および工事費の精算を求められる場合は、お客様はその精算金を支払うものとします。

(4) 当社は、電気需給契約が、電気の使用状態に比べて不適当と認められると判断した場合、お客様は当該契約を適正なものに変更するものとします。この場合、変更の諸費用はお客さまのご負担となります。なお、契約電流 10 アンペアを契約電力 1 キロワット、契約容量 1 キロボルトアンペアを契約電力 1 キロワットとして、確認いたします。
(5) 当社は、本約款、各種説明書、各種案内（電気事業法上交付が義務付けられている書面を含みます。）等（これらの変更も含みます。）は、書面の交付（郵送）に代え、メール等の電子的媒体により、お客さまにお知らせするものとします。また、本約款、各種説明書、各種案内等の変更を行う場合、変更とならない事項についてはお知らせを省略する場合があります。
(6) 当社は、料金、サービスの内容を変更する場合は、あらかじめお客さまへお知らせします。
(7) 本定義書に定める料金は、2024 年 4 月 1 日現在の税率（10%）に基づく税込金額です。税率の引き上げに応じて料金は変更されます。

お問合せ先

http://u-power.jp/

0120 – 844 – 816

10:00-18：00

（土日祝・年末年始を除く）

本サービスの料金の計算方法

① 基本料金または最低料金
+
② 電力量料金
電力量料金単価× ご使用量
+
③ 市場調整額※１
（平均市場価格－基準市場価格）×市場係数×ご使用量
+
④ 非化石証書費※２
+
⑤ その他調整額※３※４
その他調整額単価 × ご使用量
+
⑥ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 ※５
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 × ご使用量

※１ 各契約種別における料金につき、平均市場価格（一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月 1 日からその月の末日までの期間で 0 時から 24 時の時間帯における各地域のエリアプライス平均値をいいます。）に応じて、本定義書に従い算定した市場調整額を還元または追加請求します。

※２ GREEN10、GREEN50、GREEN100 のプラン別に本定義書に定めたプラン別非化石証書費になります。

※３ 容量市場における供給力の取引に関して当社が負担する容量拠出金について、この容量拠出金に相当する額として当社が定める金額を、２０２４年４月の検針日または計量日以降の期間にお客さまが使用する電気の料金において、その他調整額として申し受けます。

※４ お支払いいただいたその他調整額の総額と、電力広域的運営推進機関から請求された容量拠出金の総額とに差額が生じた場合には、調整金の請求または還元を行うことがあります。

※５ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギーの普及を目的に、法律に基づき、電気をご利用になる全てのお客さまが電力使用量に応じ負担するものとされている料金です。

クーリング・オフに関するお知らせ

(1) 電話勧誘販売で契約された場合、当社からお客さまにお送りする法定の契約書面を、お客さまが受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間は、書面により申込みの撤回または契約の解除（以下「クーリング・オフ」といいます。）を行うことができ、その効力はお客さまが書面を発信した時（郵便消印日付など）に生じます。
(2) クーリング・オフをした場合、
① お客さまは損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。
② すでに引き渡された商品の引き取り費用は当社が負担いたします。
③ お客さまがすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合には、速やかにその全額の返還を受けることができます。
④ お客さまには電気を使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。
(3) クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて 8 日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。
(4) クーリング・オフを行う場合は、下記連絡先まで必要事項をご記載のうえ、書面にてご郵送ください。

〒150-0011
東京都渋谷区東１丁目３２－１２ 渋谷プロパティータワー12 階
株式会社 U-POWER 宛